

報道関係者各位

担	平成 29 年 4 月 6 日 宮城労働局労働基準部監督課
当	監督課長 齋藤 俊一 専門監督官 細矢 直美 (電話) 022-299-8838

平成 28 年度「過重労働解消キャンペーン」期間の重点監督の実施結果 ～6割に当たる事業場に対し法令違反の是正を勧告～

宮城労働局（局長 北條 憲一）では、昨年 11 月「過重労働解消キャンペーン」期間に実施した重点監督の結果をとりまとめましたので、お知らせします。

なお、今回の重点監督は、過重労働による健康障害が懸念される事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、6割に当たる 56 事業場で労働基準関係法令違反を確認したほか、4割弱に当たる 31 事業場で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

宮城労働局では、今後も、月 80 時間を超える残業が行われている事業場などに対する監督指導の徹底をはじめ、過重労働の解消に向けた取組を積極的に行ってまいります。

【重点監督の結果のポイント】

(1) 重点監督の実施事業場 : 88 事業場

このうち、56 事業場（全体の 63.6%）で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外・休日労働があったもの : 31 事業場 (35.2%)

うち、時間外労働^{*1}の実績が最も長い労働者の時間数が

月 100 時間を超えるもの : 14 事業場 (15.9%)

(道路貨物運送業(3)、接客娯楽業(3)、病院(2)、小売業(2)、その他(4))

うち月 150 時間を超えるもの : 4 事業場 (4.5%)

(建築工事業(1)、道路貨物運送業(1)、接客娯楽業(1)、情報処理サービス業(1))

② 賃金不払残業があったもの : 11 事業場 (12.5%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの : 10 事業場 (11.4%)

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの：

65 事業場 (73.9%)

うち、時間外労働を月 80 時間^{※2}以内に削減するよう指導したもの：38 事業場 (43.1%)

② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： 15 事業場 (17.0%)

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前 1 か月間におおむね 100 時間または発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。